

伊丹市後期高齢者医療に関する条例及び伊丹市介護保険  
条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市後期高齢者医療に関する条例及び伊丹市介護保険条例の一  
部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

延滞金の算定基準を変更するため。

伊丹市後期高齢者医療に関する条例及び伊丹市介護保険  
条例の一部を改正する条例（令和２年伊丹市条例第  
号）

次に掲げる条例の規定中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「  
延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に，「の規定により告示さ  
れた割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に，「特例基  
準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(1) 伊丹市後期高齢者医療に関する条例（平成２０年伊丹市条例第  
３号）付則第２条

(2) 伊丹市介護保険条例（平成１２年伊丹市条例第４号）付則第２  
条

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和３年１月１日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊丹市後期高齢者医療に関する条例付  
則第２条及び伊丹市介護保険条例付則第２条の規定は，この条例  
の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し，同日前  
の期間に対応する延滞金については，なお従前の例による。